十、キング醸造株式会社に対する件

昭和五〇年（排）第一五号

排除命令

兵庫県加古郡稲美町蛸草二三一一番地
キング醸造株式会社
右代表者　代表取締役　大西猪太郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　キング醸造株式会社は、その販売する「新味淋」と称する調味料について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、当該商品は、ぶどう糖にしょうちゅう、グルタミン酸ソーダ、有機酸類、食塩等を加え、更に、香料を添加して短期間に製造された調味料であつて、みりんではなく、また、「濃醸」と称することができるものではなく、「最高級」の表示は何ら根拠のないものである旨を公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、その販売する「新味淋」と称する調味料及びこれと同種の商品について、当該商品のラベル、パンフレット、説明書その他これらに類似する物に、みりんであると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいて行つた公示について、すみやかに、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　キング醸造株式会社（以下「キング醸造」という。）は、肩書地に本店を置き、調味料の製造販売業を営む事業者である。

二　キング醸造は、自社工場において製造した五〇〇ミリリットル入りびん詰の調味料を昭和三五年一〇月から、同じく三〇〇ミリリットル入りびん詰を昭和三八年一〇月から、同じく一五〇ミリリットル入りびん詰を昭和四二年一〇月から、「日の出」の商標で、「新味淋」と称して、一般消費者を対象とし、全国の地域に販売している。

三　キング醸造は、一五〇ミリリットル入りびん詰の胴張りラベル（別添写一）、三〇〇ミリリットル入りびん詰の胴張りラベル（別添写二の㈠）及び五〇〇ミリリットル入りびん詰の胴張りラベル（別添写三の㈠）のそれぞれの中央部に大きく「新味淋」と記載したうえ、「最高級」と表示し、また、三〇〇ミリリットル入りびん詰の肩張りラベル（別添写二の㈡）及び五〇〇ミリリットル入りびん詰の肩張りラベル（別添写三の㈡）のそれぞれの中央部に大きく「new MIRIN」と記載したうえ、三〇〇ミリリットル入りびん詰の肩張りラベルに「濃醸」と表示し、あたかも、当該商品が、もち米に米こうじ、しょうちゅう又はアルコール等を加えて長期間糖化熟成させたみりんであるかのように表示している。

四　しかるに、当該商品は、ぶどう糖を主原料とし、これにしょうちゅう、グルタミン酸ソーダ、有機酸類、食塩等を加えて攪拌後、更に、香料を添加して短期間に製造された調味料であつて、みりんではない。

また、「濃醸」と称することができるものではなく、「最高級」の表示は何ら根拠のないものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、キング醸造は、当該商品の品質について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五〇月一〇月九日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久

委員　青山春樹

別添写一


最高級 調味料
新味林
兵庫県加古郡稲美町蛸草321
オング醸造株式会社
150ml詰

別添写二


最高級 調味料
新味林
兵庫県加古郡稲美町蛸草321
オング醸造株式会社
開栓後は冷蔵庫又は清潔な場所にご保存下さい。合成保存料・人工甘味料・着色料等含有せず・アルコール分0.9度以下300ml詰


new
濃醸
MIRIN
Alcohol 0.9%


最高級 調味料
日の出
新味林
愛知県加古郡稲美町蛸草321
キング醸造株式会社
開栓後は必らず冷蔵庫で保存して下さい
合成保存料・人工甘味料・着色料等含有せず アルコール分0.9度以下 500ml詰


new
MIRIN
Alcohol 0.9